

放送の将来像と制度の在り方 に関する論点(案)

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

令和3年11月8日

- ✓ 動画配信サービスの伸長等により、通信と放送の区分が意識されなくなる中で、放送が引き続き果たしていくべき意義・役割とは何かについて、改めて整理すべきではないか。

[例]

1. 放送の特性

- 輻輳による障害発生がない
- 即時性が高く、広く面的にカバー可能
- 設備の冗長化・強靱化による高可用性

2. 放送の公共性

- 健全な民主主義の発達への寄与
- NHKと民間放送事業者の二元体制による放送のあまねく全国への普及

3. コンテンツの信頼性

- フェイクニュース(偽情報)が問題化する中での正確性・公平性
- 番組準則(放送法第4条)、番組基準の策定(同法第5条)、放送番組審議機関の設置(同法第6条)等の制度
- 災害情報や地域情報の伝達手段としての重要性

✓ 地上テレビジョン放送の小規模中継局やマスター設備等、放送ネットワークインフラの将来像について、関係者間で認識の共有を進め、取り得る選択肢を示すべきではないか。

※次期更新は、放送事業者によって異なるものの、概ね2020年代後半頃からと想定される。

[例]

1. 小規模中継局(ミニサテライト局等)

(1) 設備共用

- 設備共用の現状と課題
- 設備の保有・運用主体
- モデル地域ごとの費用シミュレーション

(2) ブロードバンド等による代替の可能性

- 代替のメリット・課題
- ブロードバンド等の機能・品質要件
- 具体的な代替手段(光ファイバ、CATV、4G、5G等)と設備構成イメージ
- モデル地域ごとの費用シミュレーション
- その他課題(受信者対策、財源等)

2. マスター設備

- マスター設備の現状と課題
- クラウド化等の技術革新を踏まえた運用形態の在り方
- 新たな運用形態において遵守すべき基準、機能要件
- 設備の保有・運用主体
- モデルパターンごとの費用シミュレーション

3. 条件不利地域において再放送を行うケーブルテレビや共聴施設への対応

- 共聴施設等の維持に係る課題
- ブロードバンド等による代替

- ✓ 一部の放送事業者において進められている放送コンテンツのインターネット配信について、今後、どのように推進していくべきか。

【例】

- デジタル時代における放送コンテンツのインターネット配信の位置付け・意義
- 災害放送の同時配信
- ローカルコンテンツ、信頼性の高い情報等の配信
- 配信プラットフォームの在り方、テレビチューナー非搭載機器の登場を踏まえた対応
- ローカル局によるインターネット配信の促進
- インターネット配信に係る人材育成支援
- 視聴データの活用方策※
- テレビを保有していない者等を対象としたNHKネット配信社会実証の評価

※ 視聴データの活用とプライバシー保護の両立を目指したルールの在り方については、「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」において検討中。

- ✓ 論点1から論点3までの検討を踏まえ、デジタル時代において、放送が引き続き社会的役割を果たしていくためには、放送法令等の制度においてどのような手当が必要か。

[例]

1. 放送設備の柔軟な整備・運用に対応した制度の在り方

○放送設備の柔軟な整備・運用を可能とする認定・免許制度やそれに対応した安全・信頼性の確保の在り方

2. 放送のユニバーサルサービスの在り方

○NHKのあまねく受信義務(放送法第20条第5項)及び基幹放送のあまねく受信努力義務(放送法第92条)の達成水準や達成手段等の在り方

3. マスメディア集中排除原則の在り方

○放送の多元性・多様性・地域性に留意した上での経営の自由度を高めるための在り方

4. 経営基盤強化計画認定制度の在り方

○経営基盤強化計画認定制度におけるテレビジョン放送の取扱い

※現在は、ラジオの放送対象地域(AMラジオの三大広域圏を除く。)が指定放送対象地域として指定されている。

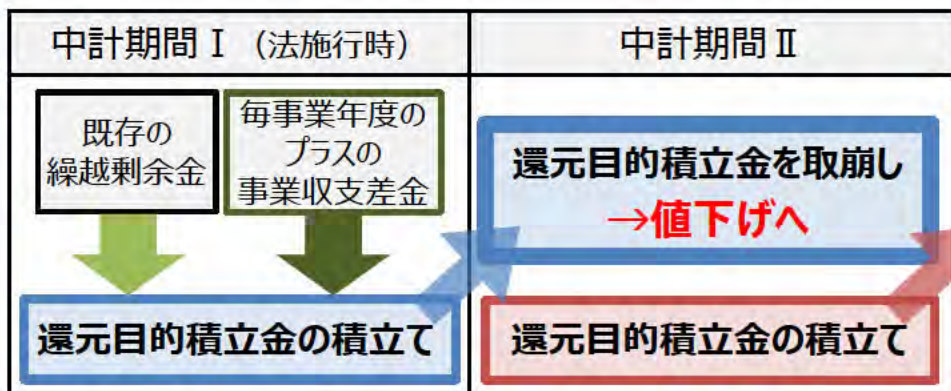
5. 放送コンテンツのインターネット配信の在り方

○NHKのインターネット活用業務の法的位置付け

1. NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度

① 受信料値下げのための還元目的積立金制度

- NHKの決算において、**プラスの事業収支差金**（企業における利益に相当）が生じたときは、財政安定のために留保する一定額（総務省令で上限を規定）を除いて「**還元目的積立金**」として**積み立て**なければならないこととする。
- ある中期経営計画（中計）期間中に積み立てられた還元目的積立金は、原則として次の中計期間の収支予算で**受信料の値下げの原資**に充てなければならないこととする。



② NHKの中間持株会社への出資に関する制度

- NHKグループの業務の効率化（管理部門の業務の集約と役員数・従業員数の合理化、重複業務の排除）を図り、受信料を財源とする費用の**支出を抑制**するため、NHKの出資対象に中間持株会社を追加。



③ 受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度

- 正当な理由なく期限までに受信契約の申込みを行わない受信設備設置者（未払率17%）について、**締結者との不公平を是正**するため、割増金制度を導入。
- これにより、**受信料の支払率が向上し、受信料の値下げ**が可能となることが期待される。

2. 民放の責務遂行に対するNHKの協力

- 字幕放送・解説放送や難視聴解消に関し、NHKが民放に協力するよう努めることを規定。

3. 基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度

- 基幹放送事業者が基幹放送の業務等を休廃止する場合に、その旨をあらかじめ公表する制度を整備。